

事 務 連 絡

平成 14 年 1 月 11 日

日本コンクリート工業(株) 様

国土交通省住宅局建築指導課

旧建築基準法第 38 条の規定に基づき建設大臣の認定を受けた
建築材料又は構造方法の現行の建築基準法における認定等の手続きについて

建築基準法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 100 号)による改正前の建築基準法(以下「旧法」という。)第 38 条の規定に基づく建設大臣の認定を受けた建築材料又は構造方法(当初は昭和 57 年建設省告示第 56 号の規定等に基づく建設大臣の認定を受け、平成 12 年 5 月に旧法第 38 条に基づく認定に移行したものを含む。以下「旧法第 38 条既認定材料等」という。)は、改正法施行後 2 年間、平成 14 年 5 月 31 日まで旧法第 38 条の規定に基づく認定の効力を有するものとして、取り扱われることとなっております。施行後 2 年を経過した平成 14 年 6 月 1 日以降は旧法第 38 条の認定の効力がなくなるため、そのままでは用いることができなくなる場合があります。

このため、別紙に掲げる旧法第 38 条既認定材料等を平成 14 年 6 月 1 日以降も用いる場合は、認定が不要な場合を除いて、平成 14 年 5 月 31 日までに改正後の建築基準法(以下「新法」という。)の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けることが必要となります。また、旧法第 38 条既認定材料等を構造計算を行う建築物に使用する場合には、併せて当該材料の基準強度等について、国土交通大臣の指定を受ける必要がある場合があります。

認定の要・不要等、今後の取扱いについては、別記の通りですのでご連絡申し上げます。



国住指第21号

平成14年1月11日

日本コンクリート工業(株) 様

国土交通省住宅局建築指導課長



建築基準法施行規則附則第2条の規定に基づく国土交通大臣の認める
建築材料又は構造方法について

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）附則第2条の規定に基づき、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣の認定を受けた建築物に用いる建築材料又は構造方法（以下「構造方法等」という。）で構造方法等の認定を受けるもののうち、別紙に掲げるものは当該認定に係る手数料を徴収しないものとして認められたので通知します。

(別紙)

旧法第 38 条既認定材料等の内容

整理番号	認定申請者名	旧法第 38 条既認定材料等の名称	旧法第 38 条抵触条文
FK046	日本コンクリート工業㈱	NAKS 工法	施行令第 93 条
取扱区分	材料区分	備考	
③		今後は既認定の内容を基に、平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第六に従い、 くいの許容支持力を算定してください。	

(注)

- ・ 上記の旧法第 38 条既認定材料等の取扱いは、「取扱区分」の欄に記載された番号と同番号の別記の 3 頁の表 1 に掲げるとおりとなります。
- ・ 「材料区分」の欄に番号が記載されている場合は、別記の 4 頁の表 2 に掲げる同番号の指定建築材料としての認定が必要となります。また、当該材料を構造計算が必要な建築物に使用する場合には、併せて、基準強度等の指定を受けることが必要となる場合があります。

建設省東住指発第17号-2

平成7年1月27日

日本コンクリート工業株式会社

代表取締役社長 野本光臣 殿

建設省住宅局長



建築基準法第38条の規定に基づく認定について

(N A K S 工 法)

さきに申請のあった標記については、建築基準法第38条の規定に基づき、別添のとおり認定されたので通知する。

なお、厳格な工事監理に基づく適正な工事施工の確保を期されたい。

認 定 書

東京都港区新橋1丁目8番地3号
日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 野 本 光 臣

さきに申請のあった下記建築物に用いる特殊な構造方法については、建築基準法第38条の規定に基づき、同法施行令第93条の規定によるものと同等以上の効力を有するものと認める。

なお、本認定に伴い、平成2年4月12日付け建設省東住指発第147号及び平成2年10月17日付け建設省東住指発第496号による認定は取り消す。

平成7年1月27日

建設大臣 野 坂 浩 賢

